

H 2 2 . 3 . 1 8 原案可決

和議第 1 0 2 号

選択的夫婦別姓制度導入に反対する意見書

現行の民法第 7 5 0 条では、結婚時に夫または妻のいずれかの姓を選択する夫婦同氏の原則が定められている。

しかしながら、現在、国において、夫婦が結婚後も両者の姓を統一せず、夫婦それぞれが婚姻前の姓を選択することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案の国会への提出が検討されている。

女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことや、個人の権利の尊重等が背景にあると思われるが、この制度が導入され、夫婦、親子が異なる姓を名乗れることになれば、夫婦や親子の絆や家族としての一体感が薄れ、家庭崩壊が急速に進みかねない。

夫婦別姓制度は、日本のよき伝統である家族制度を消滅させ、祖先との繋がりや、親子関係を希薄にし、ひいては地域の一体感や国民の倫理道徳観にまで悪影響を及ぼしかねない。

よって、国におかれては、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を与え、社会的混乱を招く恐れのある選択的夫婦別姓制度を導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)